

大阪大学大学院医学系研究科附属未来医療イメージングセンター利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪大学大学院医学系研究科附属未来医療イメージングセンター規程第10条の規定に基づき、大阪大学大学院医学系研究科附属未来医療イメージングセンター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「医学科放射線施設」とは、医学系研究科放射性同位元素等使用施設をいう。
- (2)「PET区画」とは、医学科放射線施設の医学部R I棟のうち、PETRIを使用するサイクロロン室、ホットラボ室1～2、実験室2～3、動物処理室、実験室7～8等を含む区画をいう。
- (3)「基盤区画」とは、医学部R I棟に設定された管理区域のうち、PET区画を除く管理区域をいう。
- (4)「照射室」とは、バイオ研究棟4階細胞放射線実験室（1）及び同室に設定された管理区域をいう。
- (5)「一般管理区画」とは、「基盤区画」及び「照射室」をいう。

(利用施設)

第3条 センターにおいて利用に供することができる施設は、医学科放射線施設とする。

(申請)

第4条 医学科放射線施設を利用して研究等を実施しようとする者は、研究概要等について所定の様式によりセンター長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請者及び当該研究に参加する者は、放射性同位元素取扱等業務従事者に関する医学系研究科放射線安全委員会内規第5条に定める使用の承認を受けた者でなければならない。この場合において、同内規第5条第1項第2号については、本学と共同研究契約を締結している者に限る。

3 第1項の申請は、年度ごとに行わせるものとする。

(変更申請)

第5条 前条第1項の規定により承認を受けた取扱責任者は、申請書に記載した事項について変更しようとするとき又は変更が生じたときは、別に定めるところにより、速やかに、センター長に届け出、又は再申請しなければならない。

(利用日等)

第6条 センターを利用できる日及び時間帯については、別に定める。

(利用方法等)

第7条 第4条第1項の規定によりセンターの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、その承認を受けた利用期間、場所及び方法に従って当該施設を利用するものとする。

第8条 利用者は、大阪大学大学院医学系研究科放射線障害予防規程その他関係規程等を遵守するほか、医学科放射線施設放射線取扱主任者及びその他関係職員の指示に従わなければならない。

(利用料)

第9条 医学科放射線施設の利用者又はこれに代わる者は、その利用に係る経費の一部を、利用負担金として別表1又は別表2の定めるところにより負担しなければならない。

(汚染時の措置)

第10条 利用者は、実験室等の汚染を生ぜしめた場合には、直ちに医学科放射線施設放射線取扱主任者及びその他関係職員に連絡し、その指示に従わなければならない。

(成果発表)

第11条 利用者は、その利用により行った研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にセンターを利用した旨を明記するものとする。

(承認取消等)

第12条 利用者がこの要領又はこの要領に基づく定めに違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、センター長は、その者に係るセンターの利用の承認を取り消し、又はセンターの利用を一定期間停止することがある。

(弁償)

第13条 利用者は、センターの機器その他の設備をき損し、又は機材等を紛失し、若しくは汚損したときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、き損、紛失又は汚損した者に弁償を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

2 大阪大学大学院医学系研究科附属PET分子イメージングセンター利用要領(平成22年5月13日制定)は、廃止する。

附 則

この改正は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 医学科放射線施設（一般管理区画） 利用負担金
（学内利用）

区分	単位	単価
施設利用料	講座/年	20,000円
登録料	人/年	10,000円
入庫料	件/年	10,000円
実験台（大）	台/年	60,000円
実験台（小）	台/年	50,000円

（企業利用）

区分	単位	単価
施設利用料 （登録料、入庫料含む。）	機関/週	160,000円
実験台（大）	台/週	8,000円
実験台（小）	台/週	6,000円

（備考）企業独自の研究等のために使用する場合に適用する。

別表2 医学科放射線施設（PET区画） 利用負担金

対象者	区分	単位	単価
学内研究者	利用料 サイクロtron運転無	研究課題/日	100,000円
	サイクロtron運転有		150,000円
他大学等の研究機関	利用料		225,000円
民間企業	利用料		750,000円
民間企業	実験台（大）	台/年	60,000円
	実験台（小）	台/年	50,000円